

基準緩和型訪問サービス（サービス A）の指定基準及び単価

1 緩和する基準

- ・ サービス内容から専門性の高い身体介護を除く。
- ・ 人員基準を緩和する。

2 人員基準

- (1) 管理者及び訪問事業責任者は、それぞれ 1 人以上配置すること。
(サービス提供責任者は配置しなくても良い)
- (2) 従事者は、一定の研修修了者でも可能とし、常勤換算 1 人以上配置すること。

種別	現行の介護予防訪問介護	緩和基準型（訪問型サービス A）
内容	身体介護・生活援助	生活援助のみ
回数	週 1 回／週 2 回／週 3 回以上	週 1 回／週 2 回（ケアマネジメントにより）
サービス提供者	訪問介護員（訪問介護事業者）	雇用労働者
人員	管理者 常勤・専従 1 人以上 （他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能）	専従 1 人以上 （他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能）
	従事者 常勤換算 2.5 人以上 【資格要件】 介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者	常勤換算 1 人以上 【資格要件】 介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者・ 一定の研修修了者
	責任者等 サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 人以上 【資格要件】 介護福祉士・実務者研修修了者、3 年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者	訪問事業責任者：1 人以上 【資格要件】 介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別サービス計画の作成 ・ 運営規程等の説明・同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・ 従事者、従事者であった者の秘密保持 ・ 事故発生時の対応 ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ個別サービス計画の作成 ・ <u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</u> ・ <u>従事者、従事者であった者の秘密保持</u> ・ <u>事故発生時の対応</u> ・ <u>廃止・休止の届出と便宜の提供</u>

3 事業内容

- (1) 現行の介護予防訪問介護の生活支援のみを行う。
※身体介護は行わない。
※大掃除や庭の草むしり等の現行で認められていない支援はできない。
- (2) サービスの内容及び回数については、介護予防ケアマネジメントにおいて決定されたケアプランに沿って行う。

4 事業者の指定

- (1) 事業者が定める事業内容を審査し、基準を満たすものについて市が指定を行う。
- (2) 指定の手続きや申請書類等については、別に定める。

5 報酬単価

- (1) 1 単位当たりの単価は、秦野市の地域区分単価 10.42 円とする。
- (2) サービスの対象者は、要支援 1、要支援 2、事業対象者とする。

種類	回数等	単位
緩和型訪問サービス費 I	週 1 回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1 月につき 946 単位
緩和型訪問サービス費 II	週 2 回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1 月につき 1,891 単位
緩和型訪問サービス費 III	月に 4 回まで	1 回につき 215 単位
緩和型訪問サービス費 IV	月に 5 回から 8 回まで	1 回につき 219 単位

6 加算

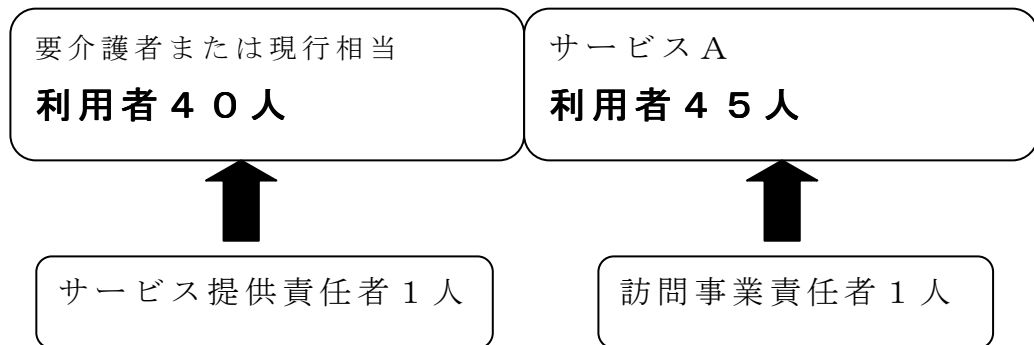
- (1) 初回加算 200 単位
- (2) 介護職員処遇改善加算 現行の介護予防訪問介護と同じ

7 訪問介護・現行相当サービスとサービスAを一体的に行う場合の
人員基準

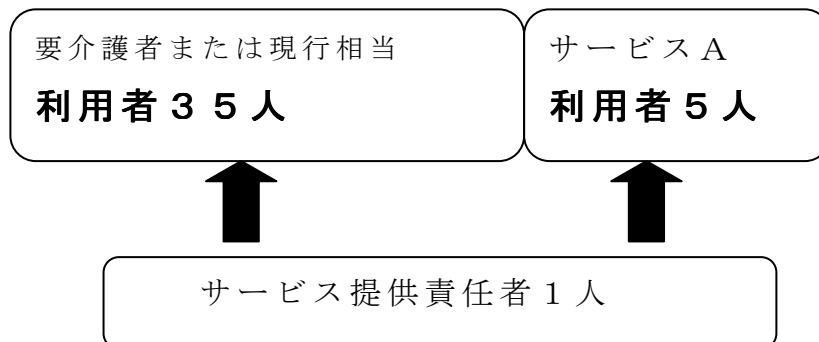
訪問介護及び現行相当サービスの緩和はありません。2で示した
表の現行の介護予防訪問介護の基準となります。

(1) 一体型で行う責任者の配置例

<例①>利用者85人の事業所

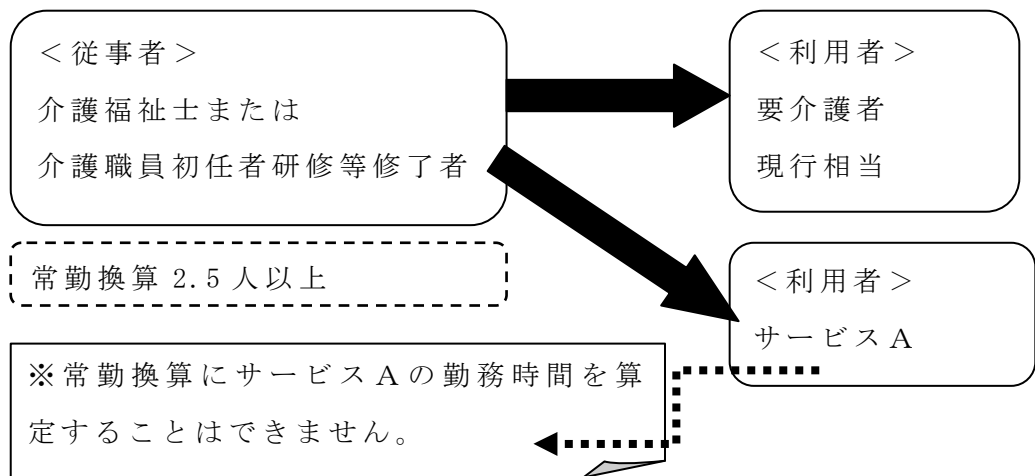


<例②>利用者40人の事業所



(2) 一体型で行う訪問介護員の配置例

ア 訪問介護員がサービスAの従事者を兼務する場合



イ 訪問介護員がサービスAの従事者を別途配置する場合

